

川口市芝支所証明発行等業務委託・
川口市東川口駅前行政センター証明発行等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

窓口業務及びフロア案内業務は、市民との直接的なコミュニケーションの場であり高品質なサービスが求められる。また、専門性があり、経験による対応の柔軟性や職員の資質も重要な要素となっている。更には、窓口業務のDX推進をより一層図り、安定した市民サービスを提供することが必須である。

これらのことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、価格のみではなく優れた企画力や運営力を有する事業者を選ぶ必要があることから、プロポーザル方式により受注候補者を選定するものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 1 川口市芝支所証明発行等業務委託
業務名 2 川口市東川口駅前行政センター証明発行等業務委託
- (2) 履行場所 業務名 1 川口市市民生活部芝支所
業務名 2 川口市市民生活部東川口駅前行政センター
- (3) 履行期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで
- (4) 業務内容 別紙仕様書のとおり

3 見積限度額

- 業務名 1 川口市市民生活部芝支所 114,080,000円
- 業務名 2 川口市市民生活部東川口駅前行政センター
185,427,000円
(消費税及び地方消費税を含む。)

(令和8年10月1日から令和11年9月30日までの36月分)

※プロポーザル方式でのプレゼンテーションは同時に行うが、審査及び契約はそれぞれ行う。

4 スケジュール

内容	期限
公募開始(川口市HPに掲載)	令和8年5月12日(火)
質問書受付締切	令和8年5月25日(月)17時必着
質問書に対する回答	令和8年5月29日(金)まで
参加申込の受付締切	令和8年6月5日(金)17時必着
参加申込の確認結果通知	令和8年6月9日(火)まで
提案書の提出期限	令和8年6月19日(金)17時必着
プレゼンテーション審査	令和8年6月26日(金)
審査結果通知	令和8年6月下旬

5 参加資格

次の要件全てに該当する者とする。

- (1) 令和7・8年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項(※)の規定に該当しないこと。
 - ※ア当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定による入札参加等停止措置の期間中でないこと。

- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (8) 過去2年以内に地方公共団体において類似業務の実績もしくは実施予定があること。
- (9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの付与認定を受けていること。

6 質問事項の受付及び回答

- (1) 受付期間
公募開始から令和8年5月25日（月）17時まで
- (2) 質問の内容
本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。
- (3) 提出方法
質問書（様式第1号）を電子メールにて次のアドレス宛に提出すること。
川口市市民生活部芝支所
メールアドレス：070.05000@city.kawaguchi.saitama.jp
- (4) 回答方法
令和8年5月29日（金）までに、質問者名を伏せた上で芝支所のホームページに随時掲載する。なお、質問内容に質問者を特定できる記載がある場合には回答しない。

◎質問事項を作成するにあたり執務室を見学したい場合には、事前に電話連絡の上、日時を調整すること。

（連絡先）川口市市民生活部芝支所 担当：小梶
電話 048-265-1166

（連絡先）川口市市民生活部東川口駅前行政センター 担当：齊藤
電話 048-295-1807

7 参加申込手続

- (1) 提出書類（以下「参加申込書等」という。）
 - ア 参加申込書（様式第2号）（参加する業務名にチェックを記入する）
 - イ 法人概要書（様式第3号及びパンフレット等）
 - ウ 関連業務実績（様式第4号）

※1つの業務のみの参加申込みも可、2つの業務の参加申込みも可とする。
- (2) 提出部数
各1部
- (3) 提出期間及び提出方法
公募開始から令和8年6月5日（金）17時まで（閉庁日を除く）の間に持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。
なお、持参の場合の受付時間は、各日とも9時から16時30分までの間とし、提出日は予め電話で連絡すること。

- (4) 提出先
〒333-0866 川口市大字芝6247
川口市市民生活部芝支所
電話 048-265-1166

8 資格確認

- (1) 提出された参加申込書等に基づき、資格要件の確認を行う。
(2) 確認後、令和8年6月9日（火）までに、参加の可否を通知する。
(3) 通知は、参加申込書に記載されたメールアドレスに送付する。

9 提案書の提出

- (1) 提出書類
提案書（様式第5号） 10部
見積書（任意書式） 1部
- (2) 提出期間及び提出方法
令和8年6月19日（金）まで（閉庁日を除く）に持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。
なお、持参の場合の受付時間は、各日とも9時から16時30分までの間とし、提出日は予め電話で連絡すること。
- (3) 提出先
〒333-0866 川口市大字芝6247
川口市市民生活部芝支所
電話 048-265-1166
- (4) 参加辞退
参加を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）に必要事項を記入し、提案書提出期限までに提出すること。

10 プレゼンテーション審査

参加申込みの後、参加可の通知を受けた申込者の内、次の要領でプレゼンテーション審査を行うこととする。

- (1) 日時
令和8年6月26日（金）時間は未定
- (2) 場所
川口市役所第二本庁舎を予定
- (3) 申込者の出席
3名程度までとする。
- (4) 説明時間
20分以内とし、説明後の質疑応答は10分程度を見込む。
- (5) 説明方法
ア 事前に提出した提案書を使用して行うものとし、改めて提案書を用意する必要はない。
イ 提案書のほかに、パソコンやプロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。
- (6) 審査の評価について
ア 審査委員会の各委員は、提出された参加申込書等及びプレゼンテーションの内容について、別紙「評価基準」により得点化する。
イ 申込者が1者の場合であっても審査・評価は実施する。
- (7) その他
ア プレゼンテーション審査は非公開とする。
イ 提案説明及び質疑応答については、音声を録音する。

11 選定について

- (1) 評価の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行うものとする。
- (2) 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により順位を決定する。
- (3) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格（選定対象からの除外）とするとともに、その参加申込書及び提案書を無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
 - イ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - ウ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者
 - エ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

12 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者を特定後、プロポーザルに参加した者全者に次の事項を書面で通知するとともに、優先交渉権者を川口市ホームページに掲載する。なお、優先交渉権者として特定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。

- ・通知する者の得点
- ・優先交渉権者名と得点

13 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類及び録音した音声は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、川口市から指示があった場合を除き認めない。

14 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 契約保証金は、川口市契約に関する規則第19条により契約金額の100分の10以上の納付となる。ただし、川口市契約に関する規則第20条に該当する場合は契約保証金を減免する。
- (3) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (4) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じて、適正な管理を行うものとする。
- (5) その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則による。

15 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできない。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- (3) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがある。

16 問合せ先

〒333-0866 川口市大字芝6247

川口市市民生活部芝支所

電話 048-265-1166

メールアドレス 070.05000@city.kawaguchi.saitama.jp